

第**14**回 定時株主総会

# 招集ご通知

**日時** 2022年6月21日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

**場所** 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京スクエアガーデン5階  
東京コンベンションホール

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

**目次** 第14回定時株主総会招集ご通知 …… 3

**株主総会参考書類**

第1号議案	剰余金の処分の件 ……	6
第2号議案	取締役9名選任の件 ……	7
第3号議案	監査役4名選任の件 ……	13
第4号議案	補欠監査役1名選任の件 ……	19
第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 ……	20

**添付書類**

第93期事業報告 ……	21
計算書類 ……	54
連結計算書類 ……	56

第14回定時株主総会会場ご案内略図

## 企業理念（パーパス・ミッション）

**PURPOSE** —商工中金が実現していきたい、これからの社会の姿—

**企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。**

**MISSION** —PURPOSEを実現するために、商工中金が果たすべき使命—

**安心と豊かさを生み出すパートナーとして、  
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。**

### ステートメント

中小企業専門金融機関としてのDNAを深化・発展させ、多くの企業が抱える課題の解決を通じて、未来を支えていく。  
世界が変わりつづけるそのなかで、躊躇なくチャレンジして、勇敢に自分自身を変えていける社会へ。  
安心と安全が揺らいだ時にも、冷静に現状を見つめ、正しく一步を踏みだせる社会へ。  
あらゆる地域の人たちが、自分たちならではの強みを発揮し、豊かさと充実を感じられる社会へ。  
私たち商工中金は、変化の先の希望を目指して、お客さまとともにチャレンジするパートナーです。

トップメッセージ（動画）



<https://www.youtube.com/watch?v=tWpYEEZbrV4>



### ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
この度、商工中金は、新しい時代に相応しい企業理念として「パーパス・ミッション」を制定しました。  
この「パーパス・ミッション」を全役職員に浸透させ、取り組んでいくことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。  
株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年5月

取締役社長 **関根正裕**

2022年5月31日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号  
株式会社 商工組合中央金庫  
取締役社長 関 根 正 裕

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の終息がいまだに見えない中、多くの株主の皆さまが集まる株主総会には集団感染リスクが伴いますので、本年度の株主総会も、会場の座席数を大幅に減らし、また、開催時間を短縮する等、感染拡大防止に最大限努めた上で開催いたします。株主の皆さまにおかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、健康状態によらず、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットにより議決権を行使される場合には、お手数ながら6ページ以降の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2022年6月20日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時	2022年6月21日（火曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役4名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知の添付書類及び上記インターネット上の当金庫ウェブサイトに掲載の書類が含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。

◎他の株主さまの健康・安全の確保のため、当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用をお願いいたします。また、入場時のアルコール消毒、検温等をお願いする場合がございます。発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないかと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（又は、退席をお願いする）こととなりますので、あらかじめご了承ください。

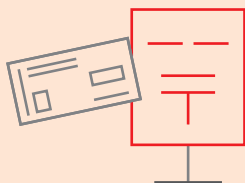
◎当金庫係員は軽装（クールビズ）の他、マスク着用にてご対応させていただきます。全ての役員もマスクを着用して登壇させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）  
午後5時10分到着

### ■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）  
午後5時10分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

#### ■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承願います。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

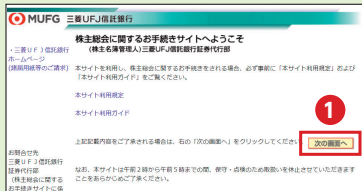
# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**  
 ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。  
 (ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)



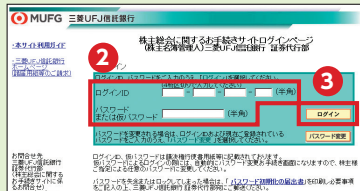
## パソコンの場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

### 1 議決権行使サイトへアクセスする



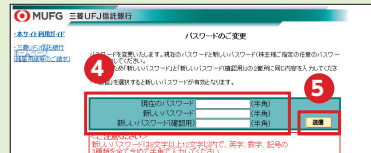
① 「次の画面へ」をクリック

### 2 ログインする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを変更する



- ④ 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力
- ⑤ 「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



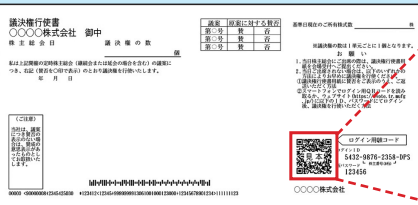
## スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

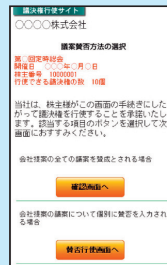
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！  
 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、上記の「ログインID・仮パスワード」を入力する方法をご確認ください。



議決権行使書副票 (右側)



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第93期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、4,495,594,121円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
剰余金の配当にかかる主務大臣の認可を得ることを条件として、2022年6月23日といたしたいと存じます。



## 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。当金庫及び中小企業を取り巻く環境が大きく変化していく中で、当金庫業務及び実務を深く理解している取締役や、多様な経験や専門性等を具えた社外取締役を加えた取締役会とすることで一層の機能強化を図る必要があると判断し、今回、取締役3名を増員し、取締役候補者を9名といたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

せき ね まさ ひろ  
 関根 正裕

生年月日 1957年5月18日生

再任



所有する当金庫の株式数

—

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2009年6月	株式会社プリンスホテル取締役 上席執行役員
2005年2月	西武鉄道株式会社出向		西武鉄道株式会社取締役 上席執行役員
2007年4月	同入社		株式会社西武プロパティーズ 取締役
	株式会社西武ホールディングス 入社	2010年6月	株式会社プリンスホテル取締役 常務執行役員
	株式会社プリンスホテル入社	2018年2月	当金庫顧問
2008年6月	株式会社西武ホールディングス 取締役上席執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広報室長	2018年3月	同代表取締役社長
		2018年6月	同代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 現在に至る

## 現在の当金庫の担当

業務執行全般、監査部、コンプライアンス統括部

## 取締役候補者とした理由

危機対応業務の不正事案発生後、企業立て直しのプロフェッショナルとして、2018年3月に代表取締役に就任し、コンプライアンス及びガバナンスの強化に徹底的に取り組んでおります。「商工中金経営改革プログラム」に則り、前例にとられない経営改革、業務改革を実行し、真に中小企業に貢献する新たなビジネスモデルの確立に尽力しております。この改革を引き続き確実に実践していくためには、今後とも、関根氏の経験と強いリーダーシップの発揮が必要不可欠であるため、候補者としたしました。

候補者番号

2

なか たに  
中谷はじめ  
肇

生年月日 1960年11月22日生

新任



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 4月 商工組合中央金庫入庫  
 2015年 6月 同執行役員総務部長  
 2018年 6月 同常務執行役員  
 2019年 4月 同専務執行役員  
 2021年 6月 八重洲興産株式会社代表取締役  
 (現任)  
 2022年 4月 当金庫副社長執行役員 (現任)  
 現在に至る

**現在の当金庫の担当**

社長補佐、秘書室、キャリアサポート部、D&I推進部、管理部、営業店サポート部

**重要な兼職の状況**

八重洲興産株式会社代表取締役

**取締役候補者とした理由**

当金庫執行役員総務部長、専務執行役員として、「商工中金経営改革プログラム」実行にあたり大きな役割を果たし、当金庫職員として培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といいたしました。

候補者番号

3

か じ  
鍛治かつ ひこ  
克彦

生年月日 1961年5月2日生

新任



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年 4月	通商産業省 (現経済産業省) 入省	2022年 3月	同辞任 経済産業省退官 現在に至る
2012年 9月	中小企業庁事業環境部長		
2013年 6月	大臣官房審議官 (政策総合調整 担当)		
2015年 7月	関東経済産業局長		
2016年 6月	地域経済産業審議官		
2017年 7月	当金庫執行役員		
2018年 6月	同取締役専務執行役員		

**取締役候補者とした理由**

経済産業省での勤務経験や当金庫取締役専務執行役員としての業務執行等により培った中小企業金融に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に再び活かしていただくため、候補者といいたしました。



候補者番号

4

お ばら ひろ ゆき  
小 原 広 之

生年月日 1964年9月22日生

再 任



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年 4月	大蔵省（現財務省）入省	2017年 7月	同金融再生部長
2008年 7月	金融庁監督局総務課信用機構対 応室長	2020年 7月	財務省福岡財務支局長
2009年 2月	同総務企画局総務課企画官	2021年 6月	当金庫取締役常務執行役員 （現任）
2009年 9月	同総務企画局企画課保険企画室 長		現在に至る
2011年 8月	同監督局保険課長		
2013年 6月	同検査局総務課長		
2015年 7月	預金保険機構調査部長		

**現在の当金庫の担当**

主計部、危機対応業務部

**取締役候補者とした理由**

財務省、金融庁、預金保険機構等での勤務経験による豊富な経験と金融の専門分野での実務経験等により培った信用リスクマネジメントに関する幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者となりました。

候補者番号

5

な か むら しげ はる  
中 村 重 治

生年月日 1953年9月17日生

再 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1976年 4月	株式会社埼玉銀行（現株式会社 埼玉りそな銀行）入行	2014年 6月	株式会社エフテック社外監査役 （現任）
2003年10月	株式会社りそな信託銀行社外取 締役	2015年 6月	トーヨーカネツ株式会社社外取 締役（監査等委員）（現任）
2006年 6月	株式会社りそな銀行取締役兼専 務執行役員	2016年 6月	リケンテクノス株式会社社外取 締役（監査等委員）（現任）
2008年 6月	同代表取締役副社長兼執行役員	2018年 6月	当金庫社外取締役（現任）
2011年10月	株式会社埼玉りそな銀行社外取 締役		現在に至る
2012年 4月	りそな総合研究所株式会社代表 取締役社長		

**重要な兼職の状況**

株式会社エフテック社外監査役  
トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員）  
リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

大手金融機関においてリスク統括やコーポレートガバナンス等の枢要部門を中心に業務改革に携わり、また同金融機関の副社長としても経営を担うなど、金融業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者となりました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

6

おおかわ  
大川じゅんこ  
順子

生年月日 1954年8月31日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月	日本航空株式会社入社	2020年6月	当金庫社外取締役（現任） 現在に至る
2013年6月	同取締役専務執行役員 客室本部長		
2016年4月	同代表取締役専務執行役員 コミュニケーション本部長		
2018年4月	同取締役副会長		
2018年6月	同副会長		
2019年4月	同特別理事		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手航空会社での勤務経験から特にお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ推進等の実務面に優れた人物であり、その豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に引き続き活かしていただくため、候補者といたしました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、新たな企業理念の浸透に関してアドバイスをする役割等を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

7

おおくぼかずたか  
大久保和孝

生年月日 1973年3月22日生

再任

社外 独立



所有する当金庫の株式数

—

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年11月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 同経営専務理事 ERM本部長	2019年12月	株式会社LIFULL社外取締役（現任）
2016年2月	株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長（現任）	2020年2月	株式会社サーラコーポレーション社外取締役（現任）
2019年6月	セガサミーホールディングス株式会社社外監査役（現任） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役（現任）	2020年6月	当金庫社外取締役（現任） 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年9月	株式会社ブレインパッド社外監査役	2020年11月	株式会社SS Dnaform代表取締役社長（現任）
		2021年9月	株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る

#### 重要な兼職の状況

株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長  
セガサミーホールディングス株式会社社外監査役  
サンフロンティア不動産株式会社社外取締役  
株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）

株式会社LIFULL社外取締役  
株式会社サーラコーポレーション社外取締役  
武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）  
株式会社SS Dnaform代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手監査法人での監査経験を有するとともに、官公庁、地方公共団体の各種有識者委員を歴任しており、特にガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等の実務面に優れた人物であり、その豊富な経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、引き続き当金庫のコンプライアンスに関するリテラシー向上を図る役割等を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

いし ぐろ ふ じ よ  
石黒 不 二 代

生年月日 1958年2月1日生

新 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1981年 1 月 ブラザー工業株式会社入社  
 1988年 1 月 株式会社スワロフスキー・ジャパン入社  
 1994年 9 月 Alphametrics, Inc. 社長  
 1999年 1 月 Netyear Group, Inc. 取締役  
 1999年 7 月 ネットイヤーグループ株式会社取締役  
 2000年 5 月 同代表取締役社長  
 2013年 6 月 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）社外監査役  
 2014年 3 月 株式会社ホットリンク社外取締役

2014年 6 月 マネックスグループ株式会社社外取締役（現任）  
 2015年 6 月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）社外取締役（現任）  
 2021年 5 月 ウイングアーク1st株式会社社外取締役（現任）  
 2021年 6 月 ネットイヤーグループ株式会社取締役（現任）  
 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（現任）  
 現在に至る

**重要な兼職の状況**

マネックスグループ株式会社社外取締役  
 損害保険ジャパン株式会社社外取締役  
 ウイングアーク1st株式会社社外取締役

ネットイヤーグループ株式会社取締役  
 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

大手情報通信会社の創業者として企業経営及びデジタル分野の豊富な知見を備えており、他の上場会社における社外取締役としての経験と幅広い見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者といたしました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、デジタル技術を活用したサービス提供についてアドバイスをする役割等を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

9

く さ か とも はる  
日 下 智 晴

生年月日 1961年9月25日生

新 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年 4 月 広島銀行入行  
 2015年11月 金融庁地域金融企画室長  
 2021年10月 日下企業経営相談所代表（現任）  
 現在に至る

**重要な兼職の状況**

日下企業経営相談所代表

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

地域金融機関を経て金融庁へ入庁し、地域金融企画室初代室長として日本の地域金融改革の要として活躍した経験を有しており、地域金融のプロフェッショナルとしての幅広い経験と見識を当金庫経営に活かしていただくため、候補者となりました。これらの経験や見識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、事業性評価を起点とした本業支援及び地域金融機関連携等についてアドバイスをする役割等を果たしていただくことを期待しております。

- 注1. 各候補者と当金庫との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中谷肇氏は、2022年6月開催予定の八重洲興産株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社代表取締役及び取締役を退任予定であります。
  3. 中村重治、大川順子、大久保和孝、石黒不二代及び日下智晴の各氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 中村重治氏は、2022年6月開催予定の株式会社エフテック定時株主総会の終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定であります。
  5. 大川順子氏は、2022年6月開催予定のKDDI株式会社定時株主総会において、同社社外取締役就任予定であります。また、同氏は、2022年6月開催予定の朝日放送グループホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。
  6. 石黒不二代氏は、2022年6月開催予定の損害保険ジャパン株式会社定時株主総会において、同社社外取締役を退任予定であります。
  7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
中村重治氏は、2018年6月21日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
大川順子氏及び大久保和孝氏は、2020年6月23日から当金庫の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
  8. 社外取締役との責任限定契約について  
当金庫は、中村重治氏、大川順子氏及び大久保和孝氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の選任にかかる本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合は、当金庫は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。  
また、石黒不二代氏及び日下智晴氏の選任にかかる本議案が承認可決され、各氏が社外取締役に就任した場合は、当金庫は、各氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  9. 会社役員との補償契約について  
当金庫は、会社役員が責任追及の可能性に委縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、本議案が承認可決された場合、関根正裕、中谷肇、鍛冶克彦、小原広之、中村重治、大川順子、大久保和孝、石黒不二代及び日下智晴の各氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2 (4) 補償契約」(43ページ)に記載のとおりであります。
  10. 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」(43ページ)に記載のとおりであります。なお、各取締役候補者の選任にかかる本議案が承認可決され、各取締役候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おかもと たい いちろう

岡本 泰一郎

生年月日 1966年12月19日生

再任



## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年4月 商工組合中央金庫入庫

2018年6月 同業務企画部長

2020年6月 同監査役  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

## 監査役候補者とした理由

当金庫主計室長、業務企画部長等、当金庫職員として培った豊富な経験と内部事務を含めた幅広い見識を引き続き当金庫の監査に活かしていただくため、候補者となりました。

候補者番号

2

てら うち まさ ひこ

寺内 真彦

生年月日 1967年1月19日生

新任



## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月 商工組合中央金庫入庫

2021年4月 同監査部長（現任）  
現在に至る

所有する当金庫の株式数

—

## 監査役候補者とした理由

当金庫危機対応業務部長、監査部長等、当金庫職員として培った豊富な経験と内部事務を含めた幅広い見識を当金庫の監査に活かしていただくため、候補者といたしました。

候補者番号

3

てら わき かず みね  
寺 脇 一 峰

生年月日 1954年4月13日生

再 任

社 外 独 立



## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月	最高裁判所司法研修所入所	2018年 6月	当金庫社外監査役（現任）
2014年 4月	公安調査庁長官	2019年 6月	東芝機械株式会社（現芝浦機械株式会社）社外取締役（現任）
2015年 1月	仙台高等検察庁検事長		鹿島建設株式会社社外監査役（現任）
2016年 9月	大阪高等検察庁検事長		現在に至る
2017年 6月	鈴木諭法律事務所弁護士（現任）		
2018年 2月	キユーピー株式会社社外監査役（現任）		

## 重要な兼職の状況

所有する当金庫の株式数

—

鈴木諭法律事務所弁護士  
キユーピー株式会社社外監査役芝浦機械株式会社社外取締役  
鹿島建設株式会社社外監査役

## 社外監査役候補者とした理由

法務・コンプライアンスに精通され、大阪高等検察庁や仙台高等検察庁の検事長、公安調査庁長官として培った豊富な経験と幅広い見識を当金庫の監査に引き続き活かしていただくため、候補者となりました。なお、寺脇氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

4

こ がゆ じゅん こ  
小 粥 純 子

生年月日 1967年10月10日生

新 任

社 外 独 立



所有する当金庫の株式数

—

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年 4月	中央新光監査法人入所	2020年 4月	竹内絢子税理士事務所入所（現任）
1994年 3月	公認会計士登録	2020年12月	日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2006年 9月	あらた監査法人（現PwCあらた有責任監査法人）入所	2021年 6月	株式会社日新社外取締役（監査等委員）（現任）
2012年 8月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長	2021年12月	大和ハウスリート投資法人監督役員（現任）
2012年10月	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現任）	2022年 3月	株式会社セレス社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年 1月	小粥純子公認会計士事務所開設（現任）		現在に至る
2020年 3月	税理士登録		

## 重要な兼職の状況

東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授  
小粥純子公認会計士事務所代表  
日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員）株式会社日新社外取締役（監査等委員）  
大和ハウスリート投資法人監督役員  
株式会社セレス社外取締役（監査等委員）

## 社外監査役候補者とした理由

財務及び会計に関する専門知識を有しており、公認会計士及び東北大学大学院教授等として培った豊富な経験と幅広い見識を当金庫の監査に活かしていただくため、候補者となりました。なお、小粥氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、会計・監査の実務経験と学識の両面に亘る豊富な経験と幅広い見識を当金庫の監査に反映していただけるものと判断しております。



- 注1. 各候補者と当金庫との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺脇一峰氏及び小宮純子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
寺脇一峰氏は、2018年6月21日から当金庫の社外監査役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当金庫は、寺脇一峰氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の選任にかかる本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当金庫は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。  
また、小宮純子氏の選任にかかる本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当金庫は、同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 会社役員との補償契約について  
当金庫は、本議案が承認可決された場合は、岡本泰一郎、寺内真彦、寺脇一峰及び小宮純子の各氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を本総会終結後に締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2 (4) 補償契約」(43ページ)に記載のとおりであります。
6. 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険) を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2 (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」(43ページ)に記載のとおりであります。なお、各監査役候補者の選任にかかる本議案が承認可決され、各監査役候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## (ご参考) 当金庫の社外役員の独立性基準

当金庫における独立性を有する社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記(2)から(6)までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記(1)から(10)までに該当するものがある場合でも、人事委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

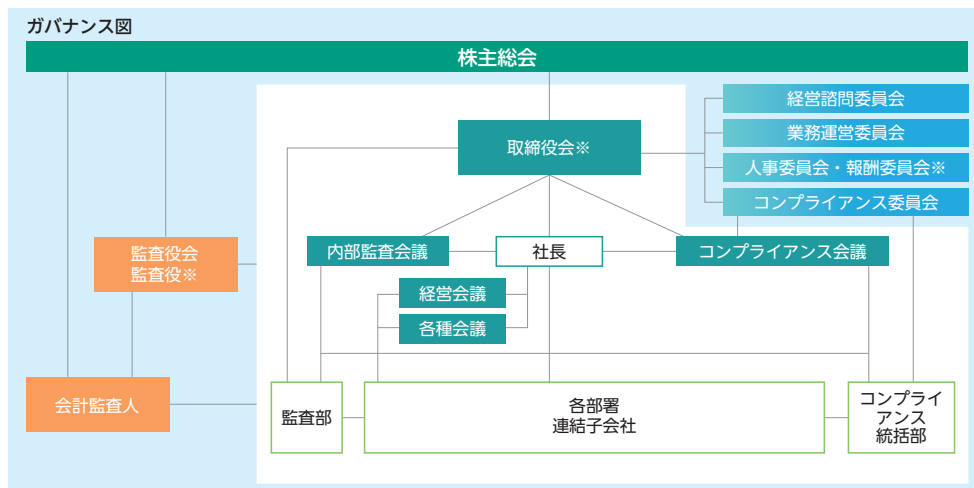
(※1) 重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

## (ご参考) 本総会後の取締役会メンバー（取締役・監査役）について

取締役候補者9名及び監査役候補者4名が本総会において選任された後の取締役会のメンバー（取締役・監査役）は以下のとおりです。

氏名	本総会後の当金庫における地位等	役員の専門性									
		企業経営	金融	財務会計	法律	グローバル	DX・IT	サステナビリティ	D&I	リスクマネジメント	中小企業
再任 関根正裕	取締役社長執行役員 (代表取締役)	●	●							●	●
新任 中谷肇	取締役副社長執行役員		●							●	●
新任 鍛冶克彦	取締役専務執行役員		●				●				●
再任 小原広之	取締役常務執行役員		●							●	
再任 中村重治	取締役 社外 独立	●	●			●				●	
再任 大川順子	取締役 社外 独立	●						●	●		
再任 大久保和孝	取締役 社外 独立			●	●		●	●		●	●
新任 石黒不二代	取締役 社外 独立	●				●	●		●		
新任 日下智晴	取締役 社外 独立		●	●						●	●
再任 岡本泰一郎	監査役		●	●							●
新任 寺内真彦	監査役		●								●
再任 寺脇一峰	監査役 社外 独立				●					●	
新任 小粥純子	監査役 社外 独立			●		●		●		●	●

## (ご参考) 本総会後の商工中金のガバナンス



※社外取締役・社外監査役が就任している機関

## 主要な会社機関の内容

### 取締役会

取締役会は、過半数の社外取締役（5/9名）で構成されています。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

### 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

### 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

### 人事委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者、外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

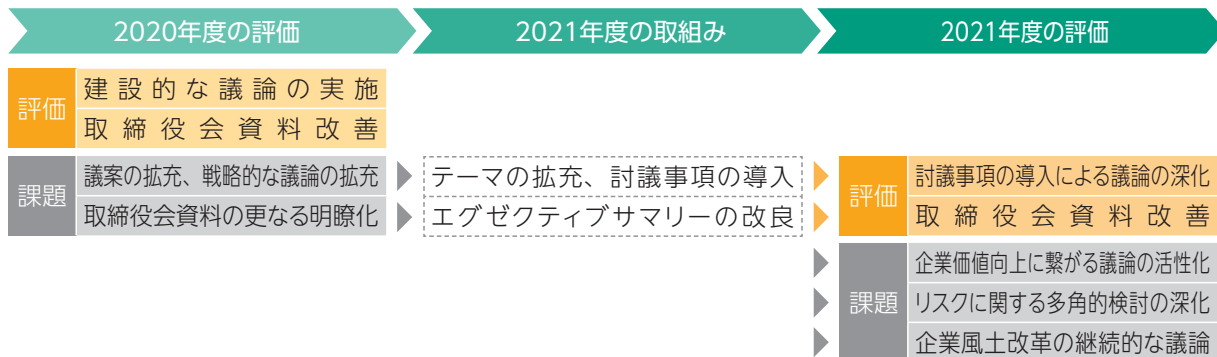
### コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

## 取締役会の実効性評価

商工中金は、過去、危機対応業務における不正行為及びその他の不適切な業務運営により二度の行政処分を受けたことを教訓に、「監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会」を実現するためのガバナンス体制とし、過半数の社外取締役を登用する経営体制とするとともに、毎年、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施する等、取締役会の機能強化に取り組んでおります。

分析・評価は、取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計の上、意見交換会の開催、その後の取締役会での審議を経て、次年度の取組方針を決定しております。



2021年度は外部コンサルタントによるアンケート調査を実施し、取締役会が適切な構成となっていること、議題の選定が適切に行われていること、全体最適の視点から経営判断が適切に行われていることなどを、第三者の視点も入れて確認いたしました。前年度（2020年度）の評価実施時に課題として設定した①戦略的な議論の拡充、②説明資料の明瞭化及び③議案内容の拡充については、取締役会の議題に、従来からある「決議事項」及び「報告事項」に加えて、新たに「討議事項」を加えたことにより、取締役会での議論に深まりが出てきているとの評価が見られるなど、着実な改善を認識いたしました。

一方で、サステナブルな企業価値向上経営のあり方・進め方について議論を進めること、DX推進によるグループの企業価値向上を実現していくために取締役会が果たすべき役割についての認識の共有を図ることなどが、新たな課題として挙げられました。

これらを踏まえて、取締役会での討議を経て決定された2022年度における当金庫の取組みの一部は、以下のとおりです。

### 2021年度の実効性評価結果を踏まえた2022年度取組みの一例

- （企業価値向上に繋がる）新たな企業理念の浸透及びその実現に向けた議論の一層の拡充
- 取締役会における多角的検討の深化に向けたモニタリング強化
- 企業風土改革の継続的な議論に向けた統括部署との定期的な対話の実施

など

## 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

の ぎ き                      あ き ら  
野 崎                      晃                      生年月日 1957年11月20日生

社 外

独 立

## 略歴、地位、及び重要な兼職の状況

1988年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2007年6月	株式会社整理回収機構常務執行役員
1995年4月	長島・野崎法律事務所開設	2011年6月	NECフィールディング株式会社監査役
2003年3月	野崎法律事務所開設（現任）	2015年6月	イチカワ株式会社社外取締役（現任）
2006年4月	株式会社スロー・グループ（現アイペット損害保険株式会社）社外監査役	2017年6月	同監査役（現任）
2006年9月	株式会社マクロミル社外監査役		現在に至る

## 所有する当金庫の株式数

—

## 重要な兼職の状況

野崎法律事務所代表（弁護士）  
イチカワ株式会社社外取締役

株式会社Jーオイルミルズ監査役

## 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として法的な専門知識を有し、株式会社整理回収機構常務執行役員及び他の上場企業での監査役として培った豊富な経験と幅広い見識を当金庫の監査に活かしていただくため、候補者としたしました。

- 注1. 候補者と当金庫との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 注3. 社外監査役との責任限定契約について  
当金庫は、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、候補者が社外監査役に就任した場合は、当金庫は、候補者との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注4. 会社役員との補償契約について  
当金庫は、候補者が監査役に就任した場合は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告「2（4）補償契約」（43ページ）に記載のとおりであります。
- 注5. 役員等賠償責任保険契約について  
当金庫は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2（5）役員等賠償責任保険契約に関する事項」（43ページ）に記載のとおりであります。  
なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役多胡秀人、本総会終結の時をもって任期満了により退任する監査役岡田不二郎及び金子裕子の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当金庫の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、事業報告42ページに記載の当金庫取締役会が決定した役員報酬等の算定方法の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
た	ご	ひで	と	2018年6月	当金庫取締役（社外取締役） 現在に至る
多	胡	秀	人		
おか	だ	ふ	じ	2018年6月	当金庫監査役（社外監査役） 現在に至る
岡	田	不	二		
か	ね	ひ	こ	2018年6月	当金庫監査役（社外監査役） 現在に至る
金	子	裕	子		

以 上



## 1 当金庫の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### 【金融経済環境】

2021年度のわが国経済をみますと、総じて緩やかな回復基調を辿ったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。年度末にかけても、世界的な供給制約などを背景とした資源価格の高騰や、2022年初頃からの新型コロナウイルス国内感染者の急増、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻などから、先行きの不透明感が強まりました。

個人消費は、秋口から年末にかけては、行動制限の解除による外食・旅行等のサービス消費の回復などにより持ち直しの動きがみられましたが、2022年初頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動制限などにより再び弱い動きとなりました。

中小企業についても、当金庫の「商工中金景況調査」において、2021年10月調査では景況判断指数が持ち直したものの、2022年2月調査では新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料・原材料価格の高騰に伴い、同指数は下落し、景況感が再び「悪化」超となりました。

金融面につきましては、短期金利は日本銀行が金融緩和方針を堅持したことから低位で推移した一方、長期金利は米国金融政策が引き締め方向に転換し、海外金利が上昇する中、年度末にかけてやや上昇しました。円の為替相場は日米金利差の拡大を受け、年度末にかけて円安が進みました。日経平均株価は年度初めから概ね3万円弱の水準での一進一退が続いたのち、ウクライナ情勢緊迫化やこれに伴う資源価格の一段の高騰を背景に、2022年3月初めには一時2万5千円前後まで下落する場面もみられました。

#### 【事業の経過及び成果】

当金庫は、2018年10月公表の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」に基づき、株主の皆さまをはじめとする中小企業組合や中小企業の期待に応え、真の経営ニーズや課題に応じた最適なソリューションを効果的に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開することで、お取引先の企業価値向上に貢献してまいりました。また、付加価値の高い業務を通じて、適正な収益を確保することに加え、聖域のない経営合理化を進めることにより、自立した持続可能なビジネスモデルの実現に向けて取り組んでまいりました。

## ■ビジネスモデルの確立に向けた取組み

経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているもののうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、AゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義し、継続的に取組みを強化してまいりました。

Aゾーンは、事業性評価を起点に財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援する取組みであり、2021年度においては特に、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対する踏み込んだ支援を実施してまいりました。

Bゾーンは、債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生支援・経営改善を支援する取組みであり、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め、当金庫がサポートする取引先中小企業の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、資本増強支援策も活用し、中長期的な目線をもって能動的にサポートしてまいりました。

Cゾーン（リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業を支援する取組み）、及びDゾーン（創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業を支援する取組み）は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされたお取引先も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいりました。

## ○重点分野の実績

	重要業績評価指標（KPI）	2021年度実績
Aゾーン	取組件数	16,060件
	取組金額	15,897億円
	貸出残高	11,765億円
Bゾーン	計画策定支援（累計）	2,106件
	リファイナンス（累計）	2,071件
	ランクアップ数・率	460先・10.6%
	経営指標改善	2,262先・65.1%
	貸出残高	11,717億円
Cゾーン	取組件数	1,009件
	取組金額	1,842億円
	貸出残高	3,802億円
Dゾーン	取組件数	793件
	取組金額	414億円
	貸出残高	704億円

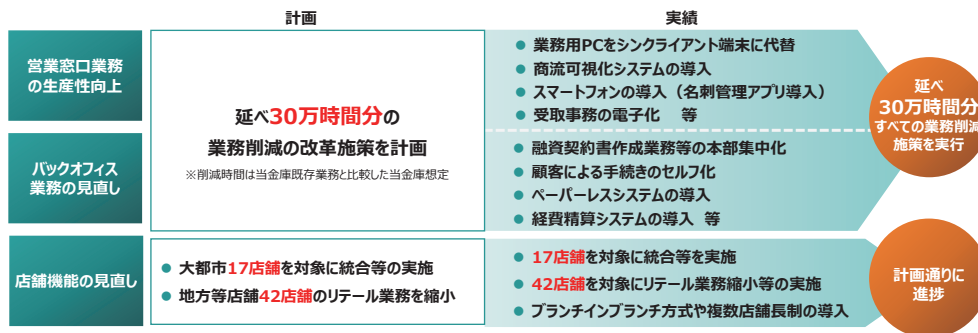
注. 記載実績（件数、先数を除く。）は、単位未満を四捨五入して表示しております。

## ■ビジネスモデルを支える仕組み

### 【経営合理化に向けた取組み】

新たなビジネスモデルの実現に向けて、全国ネットワークを維持しつつ、重点分野へのリソースの再配分とコストの最適化を図るため、営業窓口業務（融資渉外部門）の生産性向上、バックオフィス業務の効率化、フルバンク機能を含めた店舗機能の見直し等を実施してまいりました。

### ○「商工中金経営改革プログラム」における経営合理化への取組み



### 【ビジネスモデル実現のための体制の整備】

当金庫は、金融業界を取り巻く経営環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、役職員一体で危機感を共有の上、未来志向の構造改革を進めてまいりました。

ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透等に取り組んでまいりました。

コンプライアンスについては、不正事案発覚後にコンプライアンス態勢を大幅に刷新の上、年度毎にコンプライアンス・顧客保護等管理プログラムを策定・実行することで継続的かつ効果的に実効性の向上に取り組んでまいりました。当該プログラムに基づき、研修プログラムの見直し、コンプライアンス検討会の取組み強化、エリア・コンプライアンスオフィサーの関与強化、内部通報制度の拡充等を実施し、コンプライアンス意識の定着化を図るとともに、コンプライアンス意識調査等を実施することで改善状況について確認をしつつ、更なる意識向上に取り組んでおります。

営業店業績評価については、営業店の自主計画に基づく顧客ニーズ起点の業務運営を実現するべく、評価基準や評価方法を継続的に見直し、ビジネスモデルを支える有効な手段として高度化に取り組んでまいりました。人事制度については、目標管理制度の評価方法について、営業店業績評価に連動して、行動目標、プロセス・顧客貢献度に対する評価を導入し、多様化する社会やお客さまのニーズを解決できる専門

性や高度なスキルを持つ人材の育成を進めてまいりました。また、全職員が能力を発揮し、活躍できる環境を整え、組織風土改革の指針となる「ダイバーシティトップステイトメント」や、同ステイトメントの理念浸透に向けたロゴマークの決定、多様な働き方の実現に向けた取組み等を通じ、持続可能な業務執行態勢とお客さまの企業価値向上に貢献できる組織風土の醸成を進めてまいりました。

このような「商工中金経営改革プログラム」に基づく活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。

この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、流動性預金、定期性預金ともに減少した結果、期末残高が前期末比1,857億円減少し、5兆7,079億円となりました。

預金

**5兆7,079億円**

前期末比1,857億円減

(債券)

債券は、期末残高が前期末比2,446億円減少し、3兆5,425億円となりました。

債券

**3兆5,425億円**

前期末比2,446億円減

(貸出金)

貸出金は、危機対応貸出を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比864億円増加し、9兆6,078億円となりました。

貸出金

**9兆6,078億円**

前期末比864億円増

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比19億円減少し、131億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比37億円減少し、51億円となりました。

特定取引  
資産

**131億円**

前期末比19億円減

特定取引  
負債

**51億円**

前期末比37億円減

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比2,493億円減少し、1兆2,151億円となりました。

有価証券

**1兆2,151億円**

前期末比2,493億円減

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期比2,932億円減少し、12兆7,193億円となりました。

総資産

12兆7,193億円

前期末比2,932億円減

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比1兆9,904億円減少し、19兆6,941億円となりました。

内国為替  
取扱高

19兆6,941億円

前期比1兆9,904億円減

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び貿易外取引が増加した結果、前期比816百万ドル増加し、7,199百万ドルとなりました。

外国為替  
取扱高

7,199百万ドル

前期比816百万ドル増

(損益)

経常収益は、資金運用収益や特定取引収益等が増加した結果、前期比105億円増加し、1,285億円となりました。経常費用は、営業経費等が減少した結果、前期比119億円減少し、983億円となりました。

以上により、経常利益は前期比225億円増加し、302億円となり、当期純利益は前期比95億円増加し、183億円となりました。

■ 経常収益

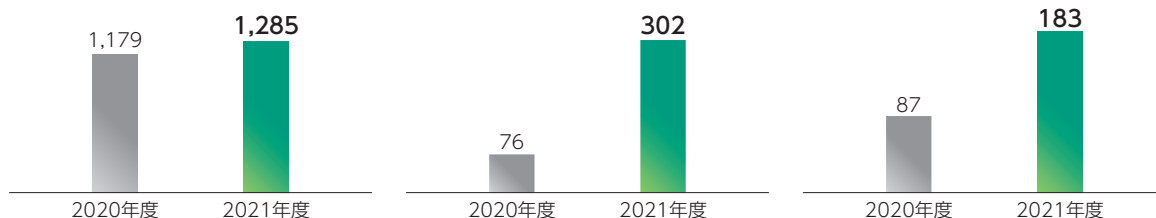
(億円)

■ 経常利益

(億円)

■ 当期純利益

(億円)



## 【対処すべき課題】

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。

こうした課題に対処しつつ、当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」というパーパスを基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、お取引先に不足する経営リソースを提供するべく、総合的な課題解決力を強化するとともに、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組んでまいります。

そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めていき、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月から取扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、既存システムの効果的な代替を着実に進めるとともに、デジタル技術を活用し、お取引先との対話に充てる時間を増やすことで、本業支援への取組みを強化してまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、新たな中期経営計画で目指すビジネスモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

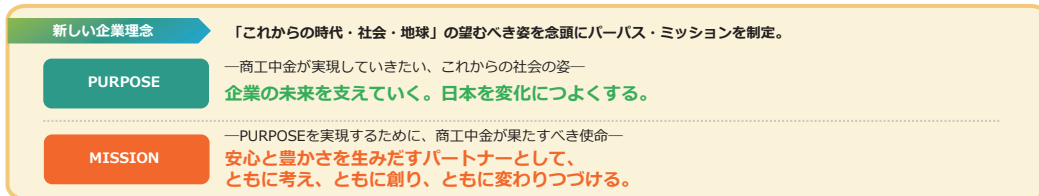
株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



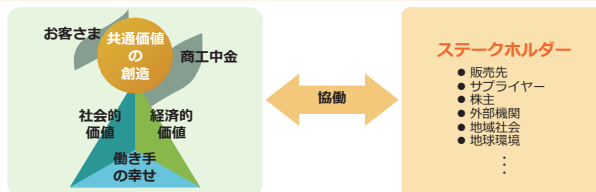
## (ご参考) 2022～2024年度（3カ年）中期経営計画の概要

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した新たな企業理念を基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

**2030年の社会・中小企業** ▶ 大きな環境変化により、新しい社会・経済システムの構築が求められる。



- 変化し続ける社会課題にチャレンジする経営を追求。
- その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す。

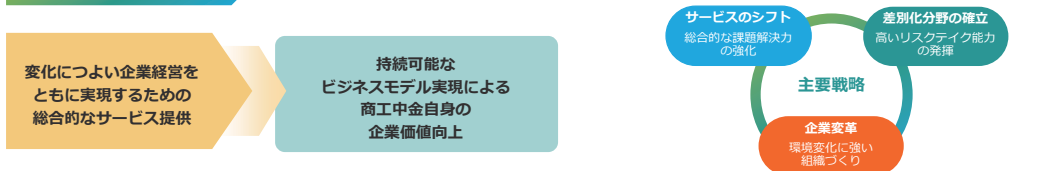


当金庫は、経営課題解決を通じてお客さまの企業価値向上に貢献し、安心と豊かさを生み出すパートナーとして選ばれる金融機関であり続けます。そのために、今回の中期経営計画では、3つの主要戦略（サービスのシフト、差別化分野の確立、企業変革）を掲げました。

### 安心と豊かさを生み出すパートナー



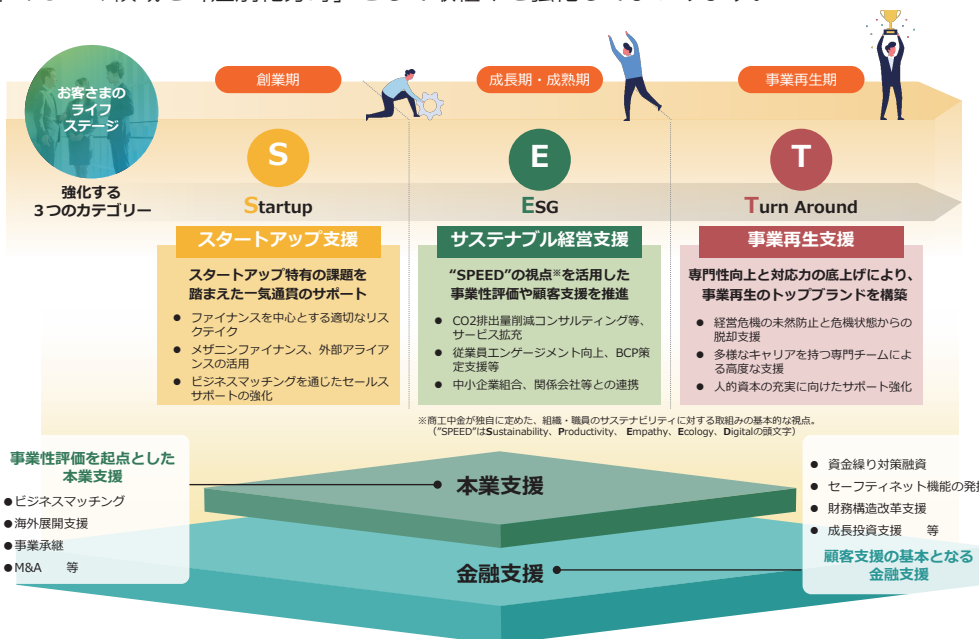
### 基本方針



主要戦略の1つ目である「サービスのシフト」により、多様化していく中小企業の経営課題を捉えて、その解決に取り組むお客さまに不足するリソースを提供するべく、『情報サービス』『人財サービス』『高度金融サービス』といった顧客サービスに力点を置いてまいります。



主要戦略の2つ目である「差別化分野の確立」では、2021年度までの「商工中金経営改革プログラム」で取り組んでまいりました金融支援と本業支援の取組みを基礎に、お客さまのライフステージ毎の経営課題に着目し、以下の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化してまいります。

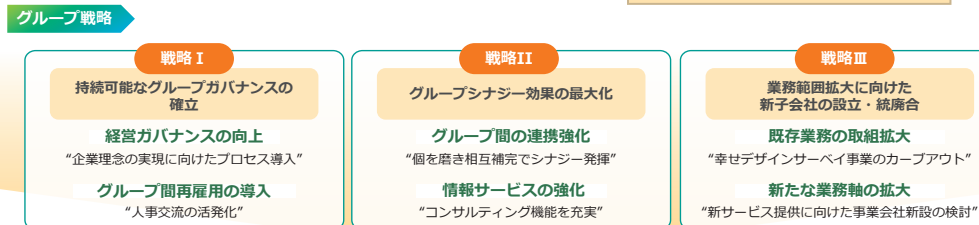


主要戦略の3つ目である「企業変革」では、企業理念（招集ご通知の1ページ参照）を基軸に、従来型の金融機関の枠を超え、多くの新しいチャレンジを育むため、当金庫自身の企業体質や組織風土改革を進めてまいります。



以上のように3つの主要な戦略を推進していくこと等により、2022~2024年度（3カ年）中期経営計画の最終年度においては、以下のとおりの経営指標を目標として掲げました。

目標とする経営指標（単体）		2024年度
収益性	業務純益	500億円程度
	純利益	250億円程度
	ROA	0.2%程度
	ROE	2%台後半
健全性	総自己資本比率	12%以上
効率性	OHR	60%程度



**グループ機能の子会社新設を含めて検討し、一体となって複合的にサービスを提供**

## （ご参考）当金庫のサステナビリティに関する取組み

### 【サステナビリティに対する基本的考え方】

当金庫は、2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・職員の取組みの基本的な視点として、「SPEED」の視点を設定し、具体的な目的と行動を定めております。「SPEED」とは、Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったものです。

当金庫は、中小企業組合や中小企業の皆さまとは「共感（Empathy）」を第一に重要視し、「SPEED」の視点を起点に、活動の輪を広げ、「共感の創造」をしてまいります。中小企業の金融円滑化に反するような、支援の消極化を行うことはございません。

"SPEED"の視点		Sustainability	Productivity	Empathy	Ecology	Digital
視点						
	将来を損なわず 現在を豊かにする	少ない資源で より多くを産み出す	関係者から共感され ファンを作る	関係者以外も害さず 又は対策する	多くの情報を使い 付加価値を創る	
目的	雇用の安定を通じて地 域経済の活性化に貢献	限られた資源の中で事 業活動による成果を持 続的に増加	社会の一員である企業と しての社会的責任を追求	全ての社会経済活動の 基盤である気候、海洋、 森林等の地球環境の安 定に貢献	多様な背景を持つ消費者 に応じたサービスを物質 的な制約や環境資源の 消費なく提供	
行動	事業活動に必要な経営 資源を継続的に確保 外部環境の変化に合わ せて事業活動を改善	事業活動に関するノウハ ウを蓄積・活用 生産設備が消費する資源 を削減	従業員の健康と適切な処 遇、取引先との公正な取 引など、人権の尊重をは じめ倫理的に正しく活動	環境に配慮した活動に積 極的に取り組む 自然災害等への危機管 理を実施	デジタル技術の活用 データによる付加価値の 創出	

### 【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くの中小企業に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。気候変動リスクに対しても、当金庫は、「SPEED」の視点に基づき、お取引先との対話を通じて、お取引先の想いに共感し、ともに未来への「地図」を描き、この「地図」をもとに、サステナブルな未来を創る支援（サステナブル経営支援）を行ってまいります。

具体的には、当金庫から、事業性評価を起点とした「SPEED」の視点の診断サービス等（ESG診断、CO2可視化支援等）を提供し、この診断結果等を通じて、現状の把握と課題共有を行い、それらをもとに、お取引先と対話を深め、計画策定の支援を行ってまいります。そして、サステナブルファイナンス（環境・社会に対する正のインパクトをもたらす（又は負のインパクトを低減する）事業への貸出、サステナビリティ向上に向けた伴走支援型融資）等により、計画実現に向けて、お取引先と、ともに歩んでまいります。

Sustainability 持続性の確保	Productivity 生産性の向上	Empathy 共感の創造	Ecology 外部不経済の防止	Digital 情報による変革
ESG診断	財務診断システム	幸せデザインサーベイ ESG診断	ESG診断	DX/IT診断（検討中）

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預	金	5,057,977	5,082,048	5,893,654	5,707,939
	定期性預金	3,288,142	3,195,222	3,571,601	3,453,371
	その他	1,769,835	1,886,825	2,322,052	2,254,567
債	券	4,238,310	3,990,150	3,787,170	3,542,570
社	債	—	—	10,000	30,000
貸	出金	8,289,724	8,294,116	9,521,402	9,607,809
	融資対象団体等向け	8,115,855	8,122,891	9,345,773	9,416,095
	融資対象団体等向け以外	173,869	171,225	175,628	191,713
特	定取引資産 (トレーディング資産)	14,132	14,843	15,109	13,147
特	定取引負債 (トレーディング負債)	8,404	8,367	8,928	5,197
有	価証	1,383,976	1,283,350	1,464,472	1,215,141
	国債	606,776	502,984	734,260	537,291
	その他	777,199	780,366	730,211	677,850
総	資産	11,749,830	11,149,348	13,012,603	12,719,338
内	国為替取扱高	20,233,347	21,255,368	21,684,640	19,694,189
外	国為替取扱高	百万ドル 6,967	百万ドル 6,746	百万ドル 6,382	百万ドル 7,199
経	常利益	30,791	20,581	7,670	30,207
当	期純利益	14,485	13,735	8,773	18,305
1株	当たり当期純利益	円 銭 6 65	円 銭 6 31	円 銭 4 3	円 銭 8 41

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 該当ない場合は「-」で表示しております。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (参考) 連結業績

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経	常収益	181,244	153,835	151,777	149,384
経	常利益	32,199	21,664	8,503	30,604
親	会社株主に帰属する 当期純利益	15,430	14,543	9,242	18,522
純	資産額	964,082	959,450	979,554	988,439
総	資産	11,818,536	11,219,507	13,083,272	12,787,705

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,515人
平 均 年 齢	38年8月
平 均 勤 続 年 数	15年5月
平 均 給 与 月 額	446千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道 地 区	5	( 1 )
東 北 地 区	9	( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	33	( 4 )
東 海 地 区	10	( 1 )
北 陸 地 区	4	( — )
近 畿 地 区	15	( 1 )
中 国 地 区	10	( 1 )
四 国 地 区	4	( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12	( 1 )
国 内 計	102	( 10 )
海 外 計	1	( — )
合 計	103	( 10 )

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。  
 2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店）、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。  
 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末

3 カ 所

- 当年度新設営業所  
 該当ございません。



## ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美幌市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18 相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
24 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25 ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
30 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31 全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
36 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
40 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44 横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
45 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46 相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
47 新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
48 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49 はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
51 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
52 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
53 新潟大米信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
54 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
55 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
56 富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
57 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
58 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
59 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
60 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
61 長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
62 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
63 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
64 飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
65 益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
66 しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
67 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
68 浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
69 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
70 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
71 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
72 島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
73 富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
74 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市養生町字元菅41番地	信用金庫
76 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
77 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
78 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
79 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
80 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
81 京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
82 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
83 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
84 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中心区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
85 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
86 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中心区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
87 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
88 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
89 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
90 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
91 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
92 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
93 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
94 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
95 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
96 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
97 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
98 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
99 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
100 両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
101 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
102 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中心一丁目2番40号	信用協同組合
103 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
104 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町下ノ町28番地14	信用金庫
105 香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
106 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
107 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
108 福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
109 佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
110 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
111 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
112 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
113 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
114 西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
115 福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
116 熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
117 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
118 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
119 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
120 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
121 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
122 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
123 株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
124 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

- 二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,646
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
美住ビル電気設備工事	1,221

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子会社等有する議決権の比率であります。

4. 該当がない場合は「—」で表示しております。

5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

### 重要な業務提携の概況

該当ございません。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2022年3月31日現在、445の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。  
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行



## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 根 正 裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
小 原 広 之	取締役常務執行役員 主計部 危機対応業務部	—	—
多 胡 秀 人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社東和銀行社外取締役	—
中 村 重 治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
大 川 順 子	取締役（社外取締役）	—	—
大久保 和 孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外監査役 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員） 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役社長	—
岡 本 泰 一 郎	常勤監査役	—	—
岡 田 不 二 郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺 脇 一 峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 芝浦機械株式会社社外取締役 鹿島建設株式会社社外監査役	—
金 子 裕 子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役 三菱HCキャピタル株式会社社外取締役 （監査等委員） 横浜ゴム株式会社社外取締役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、2022年4月1日現在、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
中谷 肇	副社長執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
牧野 秀行	常務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
萩尾 太	常務執行役員
阿部 学	常務執行役員
野上 武彦	常務執行役員
中塩 浩幸	常務執行役員
山田 真也	常務執行役員

- 取締役中村重治氏は、2022年6月開催予定の株式会社エフテック定時株主総会の終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定であります。
- 取締役大川順子氏は、2022年6月開催予定のKDDI株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。また、同氏は、2022年6月開催予定の朝日放送グループホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に、特別な関係はありません。
- 監査役岡田不二郎氏は、2022年5月開催予定の株式会社TSIホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定ではありますが、当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
- 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
- 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
河野 一郎	取締役常務執行役員 主計部、 危機対応業務部	—	2021年6月22日 辞任
鍛冶 克彦	取締役専務執行役員 経営企画部、 DX推進部、 システム部	—	2022年3月30日 辞任

- 該当がない場合は「—」で表示しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分		支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
				固定報酬	退職慰労金
取締役	社内取締役	4人	65 (うち報酬以外の金額3)	62	3
	社外取締役	4人	30 (うち報酬以外の金額2)	28	2
監査役	社内監査役	1人	18 (うち報酬以外の金額1)	17	1
	社外監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	29	2
計		12人	146 (うち報酬以外の金額9)	137	9

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
- 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 上記取締役の支給人数には、2021年6月22日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名、2022年3月30日に辞任した取締役1名が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として、その過半が社外有識者（社外取締役を含む。）により構成されている報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
- 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
  - 執行役員を兼務する取締役  
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※  
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
  - 社外取締役、監査役  
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）  
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

- 役員の報酬等の算定方法の決定方針等
- ・当該方針の決定の方法  
取締役会で決議されている規程に基づき決定しており、取締役会の報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役の報酬等については取締役会の決議により、また監査役の報酬等については監査役の協議により、決定しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬額又はその算出方法に係る決定に関する方針について、報酬委員会の答申を受けております。
  - ・その方針の内容の概要  
報酬は、固定（月額）報酬のみを採用しており、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。また、役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出しており、支給の都度、報酬委員会に諮問した上で決定しております。
  - ・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
- 注. 当金庫においては、取締役会の委任決議に基づき取締役社長執行役員（代表取締役）関根正裕氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は規程に定める取締役の報酬額の範囲において兼務する執行役員の職位によって、取締役の個人別の報酬額を決定するものであります。これらの権限を委任した理由は、規程に定める役員報酬の月額に関し、役付取締役の報酬月額については、同一の役付取締役であっても兼務する執行役員の職位によって異なるためであります。取締役会は、当該権限が取締役社長執行役員（代表取締役）によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を受けて決定した具体的な報酬額の報告を受ける等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
多 胡 秀 人	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
中 村 重 治	
大 川 順 子	
大久保 和 孝	
岡 田 不二郎	
寺 脇 一 峰	
金 子 裕 子	

### (4) 補償契約

#### イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を2022年6月開催予定の定時株主総会終了後に締結する予定であります。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じる予定であります。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。</p> <p>(3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。</p>

- 補償契約の履行等に関する事項  
該当ございません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。</p>

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況	
多胡秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 株式会社山陰合同銀行 株式会社東和銀行	代表理事 社外取締役 社外取締役
中村重治	株式会社エフテック トーヨーカネツ株式会社 リケンテクノス株式会社	社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)
大川順子	該当ございません。	
大久保和孝	株式会社大久保アソシエイツ セガサミーホールディングス株式会社 サンフロンティア不動産株式会社 株式会社ブレインパッド 株式会社LIFULL 株式会社サーラコーポレーション 武蔵精密工業株式会社 株式会社SS Dnaform	代表取締役社長 社外監査役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 代表取締役社長
岡田不二郎	該当ございません。	
寺脇一峰	鈴木諭法律事務所 キュービー株式会社 芝浦機械株式会社 鹿島建設株式会社	弁護士 社外監査役 社外取締役 社外監査役
金子裕子	早稲田大学 神奈川中央交通株式会社 三菱HCキャピタル株式会社 横浜ゴム株式会社	商学学術院教授 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役

- 注1. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事、株式会社山陰合同銀行の社外取締役及び株式会社東和銀行の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2022年6月開催予定の株式会社エフテック定時株主総会の終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定であります。
3. 取締役大川順子氏は、2022年6月開催予定のKDDI株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。また、同氏は、2022年6月開催予定の朝日放送グループホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役 (監査等委員) に就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に、特別な関係はありません。
4. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役 (監査等委員)、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役岡田不二郎氏は、2022年5月開催予定の株式会社TSIホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。



6. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、芝浦機械株式会社の社外取締役及び鹿島建設株式会社の社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授、神奈川中央交通株式会社の社外取締役、三菱HCキャピタル株式会社の社外取締役（監査等委員）及び横浜ゴム株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
多胡秀人	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
中村重治	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川順子	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。	主に経験豊富なお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づき、新たな企業理念制定に関してアドバイスをする等役割を果たしております。
大久保和孝	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、全部室店長向けに、コンプライアンス・リスクマップに関する研修を行い、リテラシー向上を図る等役割を果たしております。
岡田不二郎	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の視点から発言を行っております。
寺脇一峰	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
金子裕子	12ヵ月 (通算45ヵ月)	当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役	4人	30 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の合計	7人	62 (うち報酬以外の金額4)	該当ございません。	4

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
- 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 23,351名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
株式会社珈栄舎	6,087	0.27
鹿児島県火災共済協同組合	5,506	0.25
東銀リース株式会社	5,300	0.24
東京木材問屋協同組合	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 持株比率は、自己株式数(10,666千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	669,786	30.78
事業協同組合・同連合会	606,423	27.87
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,489	2.82
企 業 組 合	1,872	0.08
協 業 組 合	6,311	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	23,840	1.09
商店街振興組合・同連合会	1,689	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,835	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	579	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	447,645	20.57
そ の 他	2,953	0.13

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,666千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

#### (5) 役員保有株式

該当ございません。

### 5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	103	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しております。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・海外現地法人向け融資に関するアドバイザー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 補償契約

該当ございません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
 該当ございません。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当金庫ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。本方針及び2021年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

#### (運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念（パーパス・ミッション）を制定いたしました。

職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を2018年度から実施し、2021年度は7回開催いたしました（各部室店による自主開催分を除く。）。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2021年度は、全職員を対象に①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②（自部室店の）コンプライアンス・リスクマップの作成、③コンプライアンス意識調査等を実施いたしました。この他、部室店長を対象としたコンプライアンス・リスクマップの作成、対話にも取り組みました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査説明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。また、当金庫の内部通報制度の適切な整備・運用が認められ、消費者庁の指定登録機関（商事法務研究会）から「内部通報制度認証（WCMS認証）」を取得しております。

法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のサポート及びモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。2021年度期初からコロナ禍における新たな監査手法として、2021年6月にリモート監査を導入いたしました。リモート監査の活用により、約60店舗の営業店監査を実施し、新型コロナウイルス感染症に影響されない監査体制の構築に取り組みました。不正リスクの観点では、中期経営計画最終年度の業績プレッシャーに起因するリスクに着眼した監査を実施いたしました。特に、毎年実施する営業店アンケートに業績プレッシャーに関する質問項目を追加し、全体の集計結果を取締役会へ報告するとともに、往査時には営業店マネジメントの状況を確認しております。また、計画的な内部監査の高度化を目的に、新たな中期監査計画を策定いたしました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### (決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

### (運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### (決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

### (運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、「気候変動リスクへの対応」、「大規模自然災害の発生」、「新型コロナウイルス感染症拡大」、「格付低下」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備」の5つのトップリスクを選定しております。2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。また、業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を継続的に行っております。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、2021年5月、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローンダリング対策事項と当金庫の現状との際について整理し主務省宛て報告いたしました。未整備項目への対応の進捗状況については、定期的にコンプライアンス会議に報告しております。外部からマネー・ローンダリング対策態勢の高度化要請が更に強まっていることも踏まえ、営業部、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローンダリング対策態勢を強化、推進しております。

また、引き続き国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部において必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2021年5月に「2021年度計画」を策定し、継続的に対応状況について確認しております。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

##### (運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2021年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

企業理念（パーパス・ミッション）、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、2021年度から新たに導入した「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2021年度は2021年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

#### (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等毎に担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社においても、2021年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会及びコンプライアンス意識調査を実施いたしました。

また、2021年度は、子会社毎に整備された「内部統制システムの基本方針」の運用状況及び取組内容について確認を行っております。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、2021年度の振り返りを行ったほか、2022年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論の上、決定いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

## (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

### (運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2021年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2021年度は11回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2021年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

## 11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

## 12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

# 第93期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	1,515,777	預当座預金	5,707,939
現金	20,378	普通預金	548,030
預け金	1,495,399	通知預金	1,592,943
コ ー ル 口 一 ン	174,817	定期預金	35,373
買入金	23,718	譲渡の他の預金	3,453,371
特定取引債権	13,147	預金	78,221
特定金融派生物品	13,147	預金	491,452
有価証券	1,215,141	債券	3,542,570
国債	537,291	債券	3,542,570
地方債	454,866	特種債	139,173
株式	123,868	借入金	5,197
その他の証券	41,814	借入金	5,197
貸出金	57,299	借入金	1,584,123
割引手形	9,607,809	借入金	1,584,123
手付金	100,797	借入金	75
書庫	354,051	借入金	1
当座貸越	7,811,004	借入金	73
外 国 為 替	1,341,955	借入金	30,000
外国為替	27,954	借入金	67,954
外国為替	16,385	借入金	8,089
買入外国為替	1,229	借入金	5,902
取立外国為替	10,340	借入金	7,047
その他の資産	82,640	借入金	5,464
前払費用	11,012	借入金	5,311
未収収益	4,852	借入金	1,752
金融商品等差入担保金	2,283	借入金	13
その他の資産	61,653	借入金	34,372
有形固定資産	2,838	借入金	4,000
建物	40,261	借入金	79
土地	16,144	借入金	46,162
その他の有形固定資産	21,480	借入金	67
無形固定資産	2,635	借入金	120,768
ソフトウェア	13,014	借入金	119,831
その他の無形固定資産	8,919	借入金	936
前払年金費用	4,094	借入金	936
繰延税金資産	33,356	借入金	936
支払承諾見返	33,296	借入金	936
支払承諾見返	120,768	借入金	936
代理貸付保証見返	119,831	借入金	936
貸倒引当金	936	借入金	936
	△182,364	借入金	936
<b>資産の部合計</b>	<b>12,719,338</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>11,739,563</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		資本	218,653
		準備	129,500
		剰余金	400,811
		利益	0
		剰余金	0
		剰余金	214,620
		剰余金	25,109
		剰余金	189,511
		剰余金	354
		剰余金	49,570
		剰余金	139,586
		剰余金	△1,146
		<b>株主資本合計</b>	<b>962,439</b>
		その他の有価証券評価差額金	17,332
		繰延ヘッジ損益	2
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>17,334</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>979,774</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>12,719,338</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

# 第93期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	資	107,636	128,520
	常金	100,376	
	貸有コ預そ	3,368	
	の	96	
	の	1,136	
	の	2,658	
役	受そ	10,663	
	の	1,312	
	の	9,351	
特	定	6,128	
	の	6,128	
そ	外国	2,553	
	の	1,343	
	の	1,210	
そ	株	1,537	
	の	90	
	の	55	
	の	1,391	
経	資	3,992	98,312
	常金	2,545	
	預讓債コ	149	
	の	282	
	の	0	
	の	0	
	の	15	
	の	863	
	の	105	
	の	21	
	の	9	
役	支そ	3,183	
	の	302	
	の	2,881	
特	定	0	
	の	0	
	の	813	
	の	698	
	の	39	
	の	0	
	の	22	
	の	52	
	の	1	
営	業	68,969	
	の	21,352	
	の	19,766	
	の	150	
	の	16	
	の	45	
	の	1,373	
経	特	30,207	30,207
	特	1,228	1,228
	特	589	589
	特	193	
	特	396	
税	法	8,064	30,846
	法	4,476	
	法	12,541	12,541
	法	4,476	18,305

## 第93期末（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,515,860	預 金	5,701,444
コールローン及び買入手形	174,817	譲 渡 性 預 金	491,452
買 入 金 銭 債 権	23,718	債 券	3,542,170
特 定 取 引 資 産	13,147	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	139,173
有 価 証 券	1,211,789	特 定 取 引 負 債	5,197
貸 出 金	9,597,836	借 用 金	1,642,658
外 国 為 替	27,954	外 国 為 替	75
そ の 他 資 産	168,841	社 債	30,000
有 形 固 定 資 産	41,250	そ の 他 負 債	73,393
建 物	16,592	賞 与 引 当 金	4,227
土 地	22,003	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,232
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,653	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	115
無 形 固 定 資 産	12,886	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	46,162
ソ フ ト ウ ェ ア	8,883	環 境 対 策 引 当 金	67
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,003	そ の 他 の 引 当 金	77
退 職 給 付 に 係 る 資 産	24,984	繰 延 税 金 負 債	50
繰 延 税 金 資 産	37,002	支 払 承 諾	120,768
支 払 承 諾 見 返	120,768	負 債 の 部 合 計	11,799,266
貸 倒 引 当 金	△183,150	(純資産の部)	
資 産 の 部 合 計	12,787,705	資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	226,437
		自 己 株 式	△1,146
		株 主 資 本 合 計	974,255
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,340
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△6,956
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	10,386
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	988,439
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,787,705

## 第93期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	149,384
資	金 運 用 収 益	107,615
	貸 出 金 利 息	100,352
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,371
	コー ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	96
	預 け 金 利 息	1,136
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,658
役	務 取 引 等 収 益	11,047
特	定 取 引 収 益	6,128
そ	の 他 業 務 収 益	23,214
そ	の 他 業 務 常 収 益	1,378
	償 却 債 権 取 立 益	90
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,288
経	常 費 用	118,780
資	金 調 達 費 用	4,152
	預 金 利 息	2,545
	譲 渡 性 預 金 利 息	149
	債 券 利 息	281
	コー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0
	売 現 先 利 息	0
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	15
	借 用 金 利 息	1,023
	社 債 利 息	105
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	21
	そ の 他 の 支 払 利 息	9
役	務 取 引 等 費 用	3,227
特	定 取 引 費 用	0
そ	の 他 業 務 費 用	19,453
そ	の 他 業 務 常 費 用	70,414
	の 他 業 務 常 費 用	21,530
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,942
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,587
経	常 利 益	30,604
特	別 利 益	1,228
特	固 定 資 産 処 分 益	1,228
	固 定 資 産 処 分 損 失	194
	減 損 損 失	412
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		31,224
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		8,153
法 人 税 等 調 整 額		4,544
法 人 税 等 合 計		12,698
当 期 純 利 益		18,526
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		18,522



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 遠 藤 英 昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 遠 藤 英 昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	岡 本 泰一郎 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	岡 田 不二郎 ㊞
監 査 役(社外監査役)	寺 脇 一 峰 ㊞
監 査 役(社外監査役)	金 子 裕 子 ㊞

以 上

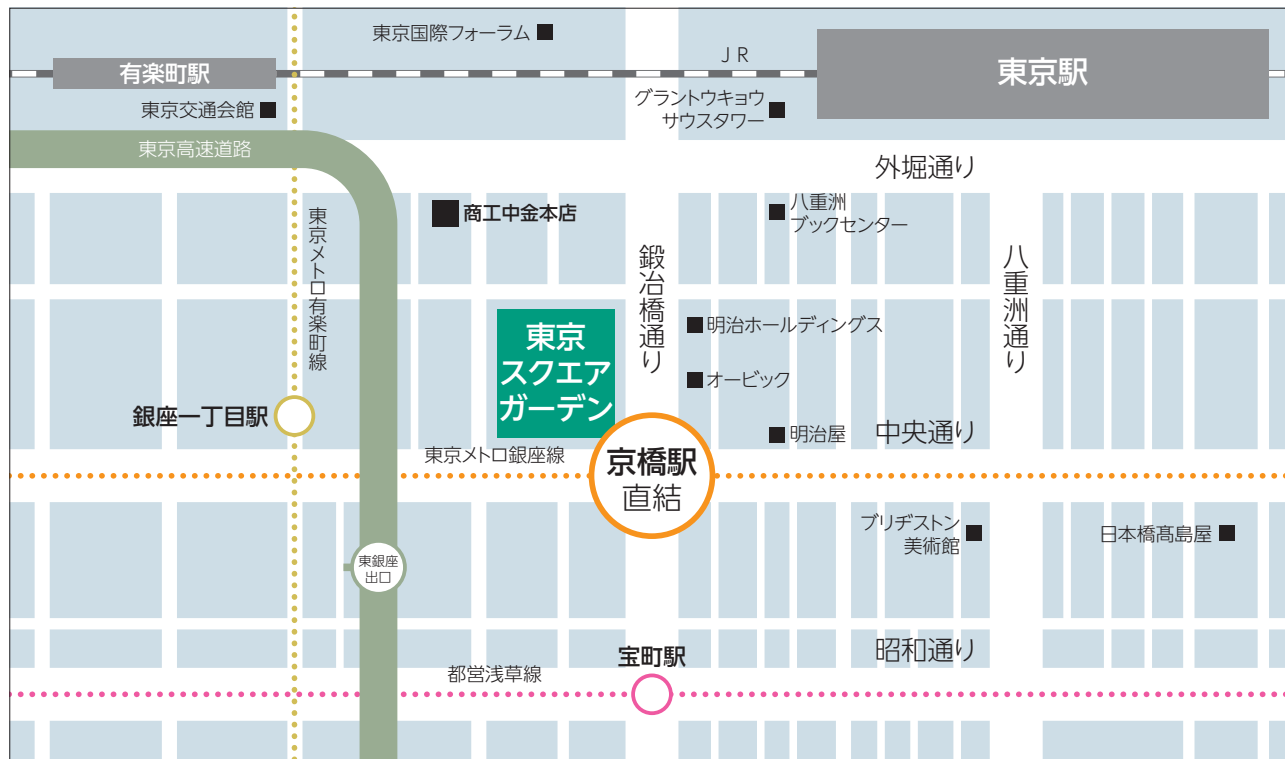
# 第14回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。